

## 平成30年度 第1回

### 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成30年7月6日（金） 午前9時57分～午前11時27分

場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室

出席者 委員：森田会長、宇田委員、香川委員、岡田委員  
事務局：神庭事務局長、三上次長、隠樹次長、板井課長、藤山消防局長、  
古島課長、後藤補佐、高橋補佐、本池補佐、小林補佐、生田補佐、  
安野係長、古橋係長、伏野係長、宮脇主幹、藤井主任

傍聴者 なし

議 題 1 報告事項  
(1) 制度改正等について  
2 審議事項  
(1) 入札及び契約の運用状況（平成29年度予算に係る契約分）について  
(2) その他

配付資料 1 入札制度改正の状況について  
2 資料1の参考  
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料（平成29年度予算に係る契約分）  
4 （委員別）指定審議案件一覧  
5 建設工事等入札・契約審議会委員名簿  
6 各種要綱

## 会議内容

### (日程1) 開会 9:57

三上次長 若干お時間より早いようでございますけれども、始めさせていただけたらと思います。

平成30年度「第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会」開会をさせていただきます。座りまして、失礼いたします。

今、委嘱状のほうを交付をさせていただきましたけれども、実は、前委員の皆様方の任期のほうで、平成30年、今年の4月の19日で満了となっておりますので、今、会長が不在という形になっております。会長が決まりますまでの間、私のほうで司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

そういったしますと、今回が初めての審議会となりますので、この審議会に携わります事務局職員ですけれども、一列目だけ一言ずつ自己紹介をさせていただきます。よろしく願いします。

神庭局長 6月1日付けで事務局長になりました神庭でございます。今後ともひとつよろしく願いします。

藤山局長 4月1日付けで消防局長になりました藤山と申します。引き続きよろしく願い申し上げます。

古島課長 失礼します。4月1日付けで消防局総務課長になりました古島でございます。よろしく願いいたします。

隠樹次長 環境資源課長の隠樹と申します。よろしく願いします。

板井課長 施設工事課長をしております板井と申します。よろしく願いします。

三上次長 では、改めまして事務局総務課の三上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、恐れ入りますが、委員の皆様方も初めてという形になりますので、お一方ずつ自己紹介をお願いできればと思います。

森田委員 委員2期目となります森田と申します。伯耆町役場出身でございます。よろしく願いいたします。

一同 よろしく願いします。

香川委員 私も2期目になりました。香川と申します。税理士会のほうから派遣されたので、よろしく願いいたします。

一同 よろしくお願ひします。

宇田委員 2期目と申しますか、昨年からということでございます。米子市開発公社の事務局長をしております、勝田が務めておったところ途中で退任いたしましたので、その後任ということで昨年から入りました宇田でございます。よろしくお願ひいたします。

一同 よろしくお願ひします。

岡田委員 失礼します。岡田でございます。現在、無職ではございますが、本年3月末で米子市役所を退職したものでございます。この審議会、どうぞよろしくお願ひいたします。

一同 よろしくお願ひします。

三上次長 ありがとうございます。実は、委員といたしまして、もうお一方、米子工業高等専門学校の小林さんにも委員をお受けいただいております、ご出席予定ではありましたが、昨日になりまして急遽欠席をという連絡がございましたので、ご了解をお願いできたらと思ひます。そういったしますと、日程に従ひまして進めさせていただきます。

## **(日程2) 事務局長あいさつ**

三上次長 まず、最初に、神庭事務局長より挨拶を申し上げます。

神庭局長 本日は、お忙しい中、また雨の中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。今日はよろしくお願ひいたします。

この後でございますけれども、任期に入りまして最初の審議会ということで、会長さんの選出、そして、会長職務代理者の指名をいただきまして、その後、報告事項の報告、そして、審議事項の審議に入らせていただきたいと思いますので、今日はいろいろご意見を伺ひまして、今後の事務の参考とさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

## **(日程3) 会長の選出**

三上次長 そういたしますと、日程3「会長の選任」のほうに入らせていただきます。

鳥取県西部広域行政管理組合の建設工事等入札・契約審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めるということになっております。どなたか「立候補」あるいは「ご推薦」がございましたらお願ひいたします。

岡田委員 ちょっといいですか。

三上次長 はい。

岡田委員 引き継ぎましたところ、前期の会長さんが森田委員さんだということをお聞きしておりまして、今年度もまた、まあ2期目になるということなんですけども、森田委員が会長はどうかと思いますけども、どうでしょうか。

宇田委員 異議なし。

三上次長 ありがとうございます。ただいま、岡田委員から、森田委員のご推薦をいただいたところでございますけども、他に皆さんから何かご意見等は、よろしいでしょうか。

香川委員 いいと思います。お願いします。

三上次長 はい。それでは、他にないようでございますので、ご推薦をいただきました森田委員を会長に決定させていただけたらと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

委員一同 なし。

三上次長 はい。ありがとうございます。そういたしますと、森田委員に会長をお願いをさせていただきたいと思います。それでは、恐れ入りますが、真ん中の会長席にお着きいただけたらと思います。よろしくお願いします。  
一言、お願いいたします。

森田会長 引き続き、会長ということでございます。審議の協力方、よろしく願いいたします。

三上次長 そういたしますと、この後の議事進行につきましては、森田会長をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **(日程4) 会長職務代理者の指名**

森田会長 そういたしますと、早速ではございますが、続きまして日程4でございます。「会長職務代理者の指名」を行います。  
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長職務代理者は、あらかじめ会長が指名することとなっております。

私といたしましては、宇田委員に職務代理者をお願いいたしたいと思いますが、宇田委員よろしいでしょうか。

宇田委員           はい。承知いたしました。

森田会長           ありがとうございます。そういたしますと、ご了解いただきましたので、宇田委員に職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## (日程5) 報告事項

森田会長           そういたしますと、会議日程に従いまして、日程5の「報告事項」に入らせていただきます。

(1)の「制度改正等について」事務局のほうから報告をお願いいたします。

伏野係長           はい、会長。よろしいですか。

森田会長           はい。どうぞ。

伏野係長           事務局総務課入札財政係の伏野と申します。よろしくお願いいたします。それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

説明の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4、1枚もので本日の会議日程。それから、資料1といたしまして、「入札制度改正の状況について」。それから、右上のほうに【参考】と書いております資料としまして随意契約の数ですとか、理由を集計したものを付けております。それから、資料2、「入札及び契約の運用状況資料抽出案件資料(平成29年度予算に係る契約分)」と書いてあるものが一つ。それから、A4横1枚もので「(委員別)指定審議案件一覧」。それから、本会議の委員の名簿となっております。それから、本日、席上に参考資料として配布しておりますが、「参加希望型指名競争入札実施要領」、「建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要領」、「建設工事最低制限価格設定要領」、「測量等業務最低制限価格設定要領」。この4つの要領について、参考資料として配付しております。お手元にございますでしょうか。

それでは、「制度改正等について」説明させていただきます。資料1をご覧ください。これは、前年度の審議会以降、本年5月までに行いました制度改正について報告させていただくものでございます。この間の制度改正といたしましては2点ございまして、まず1点目は「建設工事前払金の用途拡大に伴う工事標準約款の改正」でございます。これは、国が予算の早期執行への取り組みの一環として、前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、地方自治法施行規則の一部を改正し、公共工事に係る前払金の用途の範囲が拡大され、現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に充てることとできるようになったもので、適用期間が平成29年度に引き続き、平成30年度も該当することとなりました。

次に、2点目の制度改正でございまして、資料1の裏面2ページ目になりますが、「測量等業務最低制限価格設定要領の一部改正」でございまして。これは、国が低入札価格調査における基準価格を見直したことから、新たな最低制限価格の算

出式の設定を行ったもので、平成30年5月に見直しを行ったものでございます。数値といたしましては、測量業務それから、土木コンサルタント業務について、諸経費や一般管理費等に係る係数に変更になったものでございます。制度改正等についての報告は、以上でございます。

森田会長 はい。ありがとうございました。ただいまの制度改正等について、2点のご説明がございました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。  
ございませんか。

香川委員 ちょっと、よろしいですか。

森田会長 はい、どうぞ。

香川委員 今回の改正内容についての割合というのは、今までもこういうふうに公開をされているという状態ですか。基準の数値というのは。

伏野係長 はい。ホームページなどで最低制限の設定要領を工事と測量等業務とあわせて公表しております。変更があったときにはホームページ上などでお知らせいたしますか、公表はしております。

香川委員 実は、最低制限価格制度というものを読んでいて、鳥取県は、非公開というような感じだったと思いますが、それは基準みたいなものは、非公開というか。確か見ましたが、それは、昔から公開されているのでしょうか。

伏野係長 組合としましては、この制度を導入したときから、既に、この計算式などの要領については公表をしております。

香川委員 あの算定式っていうやつを。

伏野係長 はい、そうです。

香川委員 そうですか。はい。わかりました。

森田会長 他に、ございませんか。

はい。それでは、ないようでございますので、引き続き、日程6の「審議事項」に入らせていただきます。

## **(日程6) 審議事項**

森田会長 そういたしますと、(1)「入札及び契約の運用状況について」審議をしていた

だきたいと思います。

ご指定いただいた案件につきまして、「抽出案件資料」（資料2）の1ページに一覧をつけておりますのでご覧ください。それでは、番号順に審議をしていきたいと思っておりますので、まず、指定された委員のほうから、指定されました理由、質疑等についてご発言をいただきまして、それに対して事務局のほうから説明をお願いしたいと思っております。

それでは、案件番号No. 1、8、23の工事に係わる入札案件について、最初に、この3件について審議をいたしたいと思っております。

初めに、案件番号1の「リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その1」につきまして、指定されました宇田委員、岡田委員から、指定理由、質疑等についてお願いいたします。宇田委員からお願いします。

宇田委員

4点、書いてはおります。リサイクルプラザの破砕機の関係ですが、その2、その3、その4工事ということで、他は少額ですが、その1工事のみ1社参加で、随意契約の理由が本当はあったのではないかと推測しました。ただ、随意契約の理由があったとしても、なかなか確定的に言えない場合はやっぱり入札にかけて、それによって金額の抑制効果もあるので、されたのではないかと思ったりしたところです。そのあたり、もし随意契約という理由があるなら、逆に早目に工事をする必要があるなら、そういう随意契約でされたほうが良かったのではないかと思います。

その2からその4工事、「一括発注できませんでしたか」と書いておりますが、おそらく順番があつてのことだと思っております。ちょっと私も何を質問したらいいかわからなくて、このような書き方しております。

3点目ですが、新明和工業が、いろいろと取っておられますが、中国支店で取ったり、岡山営業所で取ったりしております。調べてみますと、松江でも営業所があるという状況の中で、契約の権限はそれぞれの支店なり営業所に委任されてるということだとは思いますが、では、それぞれ競争することもあるのかと思ってみたり。逆に、地元の入札なんかですとそういったような形で、いろんな形で何回も出てくるのはおかしいというような見方もあるので、「どうかな」って一瞬思いましたが、「これもまあ、そういうもんだらう」ということで納得はしております。

最後に、新明和工業は指名停止があるのではないかとということで調べてみたら、やっぱり労働安全衛生法違反ということで久留米市内でちょっと書類送検されてまして、それで奈良県とか、和歌山県とか、千葉市とか、一部が指名停止しているようです。鳥取県とか、米子市とか、指名停止していないので、別段、広域行政としてもする必要もないのかもしれないかもしれませんが、本当に県外とか、遠くで起こってもするという考え方もあれば、逆にまた、実際影響ないからしないという判断もできるところでして、そのあたりをどう思うのか。20～30年ぐらい前に、談合とか、そういうことがはやった時期に、どんな遠くでも起こったやつは指名停止していた時期がありましたので。今は県の考えもちょっと変わってきているなら、労働安全衛生法違反ですから、ちょっと種類が違うと

いえば違うかもしれませんが。そのあたりがちょっと取り扱いがどうなのかと思ひまして、書かせていただいたところです。どちらかというとい質問というよりは、何かいろいろお考えをお聞かせいただければ、それで結構でございます。

森田会長           ただいま、宇田委員さんのほうから4点についてのご質問がございました。これについては、事務局のほうの説明をお願いします。  
どうぞ。

隠樹次長           環境資源課のほうから説明申し上げますけども、小林課長補佐から回答させたいと思います。よろしくをお願いします。

森田会長           お願いします。

小林補佐           失礼します。環境資源課不燃ごみ処理係の小林と申します。最初の1つ目と2つ目について、回答させていただきたいと思ひます。座って失礼いたします。  
まず、最初のご質問ですが、回転式破砕機その1工事が随意契約となるような特殊な工事ではないかというような質問であろうかと思ひます。回転破砕機補修工事その1工事の施工内容としましては、この機械の主要部材の取替・補修を行うもので、この機械に対しまして相当な知識や技術が要求される工事内容であります。使用する部材もメーカーから調達する必要がありますので、それらの要素を考えますと、機器メーカーに随意契約することも可能であると考えております。しかし、施工範囲を考えた場合、この施工範囲についてはこの機械のみの補修でありまして、当該機械に限定されておりますし、その機械を改造するのですとか、プラント設備全体の改造・変更・調整などを必要としませんもので、類似機械設備に関する知識や経験を持っている業者であれば、施工は可能であろうと考えております。また、部品調達についても、メーカーのほうから調達できることを確認しておりますので、それらの理由から機器メーカーと随意契約という形はとらずに入札という形をとらせていただいております。

森田会長           よろしいでしょうか。

宇田委員           了解しました。

小林補佐           その次の質問でございますが、その2工事からその4工事までの発注についてですが、その2からその4工事につきましては、その1工事と比較しまして破砕ブロック自体の交換ですとか、ちびたところの肉盛補修。こういったものが、あと油のタンク内の油の交換・清掃ですとか、そういった一般的なプラント設備に関する補修経験・知識がある業者であれば、施工が可能な工事内容となっておりますので、これは地元業者等の発注機会を多く与えようというような観点から、このような分割発注という形をとらせていただいております。以上です。

森田会長 今、2点の説明がございました。よろしいですか。

宇田委員 はい。了解いたしました。

三上次長 はい。

森田会長 はい、どうぞ。

三上次長 事務局総務課の三上でございます。そうしますと、3点目、4点目につきまして、入札制度に係わる部分でございますので、事務局総務課からご回答させていただきます。

まず、3点目でございますけれども、若干、今、お話、ご説明ございましたけれども、回答といたしましては、同じ営業所で2つの工事を同時期に受注することについて、入札参加上の制約がありますかというところの考え方について、ちょっとご説明をさせていただけたらと思います。入札参加上の制約につきましては、今日、当日配布資料という形でお配りをさせていただきましたけれども、組合の「参加希望型指名競争入札実施要領」というのがございまして、そちらの要領の第9条に「不指名」という条文がございますが、その第3項に係る部分を定めておりますけれども、かいつまんでご説明いたしますと、会社の資本関係でございますとか、人的関係のある会社が同一工事への入札に参加することについては、現在、制限をしておりますけれども、同時期にある2つの別々の工事については、入札参加の制限というのはしていないというところでございます。ちなみに、この案件でございますけれども、工事名に挙がっております「リサイクルプラザの回転式破碎機の補修工事その1」。これは入札案件のものでございますので、構成市町村に指名登録をされている事業所のほうから指名をさせていただいたということでございます。それで、同時期に2つということのもう1つのものでございますが、これがリサイクルプラザの圧縮梱包設備の基幹改良工事でございますけれども、これは随意契約にあたる案件でございまして、いわゆる2号随契というものでございまして、工事内容の特殊性により選定をさせていただいたものということでございます。考え方としては以上でございます。

森田会長 ただいまの説明、よろしいでしょうか。

宇田委員 ありがとうございます。

森田会長 引き続きまして、4点目をお願いします

三上次長 引き続きまして、4点目でございますが、ご質問の内容が、「指名停止措置の有無及び指名停止による発注への影響はありましたか」というお尋ねでございますけれども、こちらの指名停止措置の有無につきましても、今日の先ほど見ていただきました資料にまた付けておりますが、建設工事等指名競争入札参加資格者指

名停止措置要領というのを組合のほうで定めております。こちらで必要な事項を定めさせていただいております。このたびにつきましては、先ほど宇田委員からもありましたが、新明和工業は労働安全衛生違反によります事故を起こしておりますけども、この事故につきましては、この要領における指名停止措置基準に基準を定めておるんですけども、この要領では組合を組織する市町村内において生じた事故等に基づく措置基準というのがあります。これは、別表第1ということで、ページをおはぐりいただいた後に付けておりますけども、この基準はありますが、こちらには該当していない。要は県外の事故、圏域外の事故については定めがないという現行要領上となっておりますので、それを超えての対応ということが現時点できておりませんので、指名停止という形にはこの案件についてはしてないということでございます。それから、発注への影響でございますけども、こちらについても特段なかったということで承知をしているところでございます。以上でございます。

森田会長            ちょっといいですか。

三上次長            はい。

森田会長            さっき、構成市町村内でのそういう違反がなければ基準に合致しないということによろしいですね。

三上次長            はい。

森田会長            県内でなくて。

三上次長            組合を構成する市町村内で生じた事故ということが指名停止の基準になっているということでございます。

森田会長            宇田委員さん、よろしいでしょうか。

宇田委員            まあ、別表第1はそういったことで労働安全衛生法違反については市町村内ということですが、別表第2は贈賄ですとか、競争独禁法違反というのは、これはもうちょっと広い範囲でということでございますね。

三上次長            はい。で、今回は事故案件の。

宇田委員            そういう区切りをしてるということですね。

三上次長            はい。

宇田委員            はい。了解しました。

森田会長            それでは、宇田委員さんの質問は以上でございまして、岡田委員お願いします。

岡田委員            私も案件1ということで、リサイクルプラザの破砕機の補修工事。宇田委員さんと一緒といいますか、ダブルで指定としたんですけども。宇田委員さんの質問とかぶりますが、参加企業が1社だということで、新明和工業さんですね。それで、随契でも良かったのではないかと、ちょっとクエスチョンがありましたが、先ほど事務局の説明を聞いて納得しました。それで、じゃあ、参加希望型随契でいいのではないかと、メーカーにも発注随契でもいいのではないかとということもあったけども、その部分だけではなく、他にもちょっと関連があるということで新明和さんもメーカーさんから調達できるということの話を聞きましたので、納得をしたんですけども。新明和さん以外でも受注するかしないかはわかりませんが、メーカーさんではなくて新明和工業さん以外の業者さんも参加ができるような予想はついておられたのか、というのをちょっと追加で聞きたい。最初から、たぶん1社、2社だろうなあと思って参加希望型をチョイスされたのか。

森田会長            そのあたり説明をお願いします。

隠樹次長            すみません、それについてもちょっと小林から説明させます。

小林補佐            環境資源課の小林です。説明させていただきます。先ほど言いましたとおり、新明和工業がつくった機械ですので新明和工業が有利といいますか、入りやすいなという感覚はございますが、過去にも何社か入った、他に入った経緯がありますし、30年度の本工事、その1工事の入札においては2社、もう1社札を入れておりますので、そういった意味では新明和工業だけではないというような予想はしております。以上です。

岡田委員            はい、ありがとうございました。結構です。

森田会長            プラント全体的な工事じゃなくて、機械の一部の工事であるけれども、知識や技術があればできるということで入札にした。よろしいですね。

小林補佐            はい。

岡田委員            ありがとうございました。

森田会長            以上で、No. 1の案件につきましての審議は終わりとさせていただきます。引き続き、No. 8「うなばら荘改修建築主体工事」ということで、香川委員からご質問を受けました。説明をお願いいたします。

香川委員            素人っぽい話で申しわけありませんが、いつも気になっているのが、最低価格を切って入札失格ということがあったものですから、非常にそこに一番気になっ

ております。そうした中で、今回、うなばら荘で12者やって、なおかつ一人も失格がなかったということがあったものですから、そこでちょっと中を見せていただきたいということで、見させてもらいました。実際に見てみると、いわゆるここに見積もりといいますか、申込書みたいなペーパーを見てみると、一般工事とその他工事というところでかなり金額が違うが、最終的には結構つまっている。いわゆる一般工事とその他工事っていうのは、そういうような金額も工事仕様の問題なのかわかりませんが、その辺がどうしてあれだけの差が出るのだろうかというのが、ちょっと気になります。それで、仕様書が出ているでしょうから、必然的に価格的にはそう大きな差は出ないという意識をしていたものですから。これはこんなものなのかというのをちょっとお聞きしたくて。3,800万ぐらいから4,000万ぐらい使って、それから、その他工事が800万があって400万とか。結構大きな格差、開差が出ていますが、その辺がよのようなものは出るものなのかどうかというのをお聞きできればいいと思っています。

森田会長           ただいまのご質問について、事務局のほうから説明をお願いします。

香川委員           趣旨がよくわからないかもしれませんが。

森田会長           仕様書があるのに差が出る。

香川委員           中身のところに差が出ている。ここに書いてある中身の一つの一般工事とその他工事とで端数処理っていうのはだいたいあまり差はありませんが、一般工事部分とその他工事というのに分けて見てみると、その他工事がドガンとその差が開差あるのは、何かその他工事というのは特別な何かあるのでしょうか。差が開き過ぎるのではないか。そうすると、仕様が違ってこういうふうになったのは、いわゆる参加から、入札から落ちてくるってことになると、ちょっとどこでこう基準をすればいいんだろうという。トータルで入札の最低価格を見るわけですね。ここでいいますと、最終的な工事価格というところで比較をされてますけども。その前の段階のところに出てくるというのが。どこがこういうふうな表現になるんでしょうかね。素人ぼくって申しわけないです。私の質問の意味がわかりませんか。済みません。

本池補佐           はい。

森田会長           はい、どうぞ。

本池補佐           施設工事課の本池と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

委員さんのご質問ですが、一般工事とその他工事の違いといいますものが、公共建築工事の積算基準というものがございまして。その中で一般工事・その他工事というふうに区分けがございまして、一般工事といいますものが当然こういう

建築物ですと、付帯工事ですとか、基礎工事ですとか、内装工事ですとか、そういったものに振り分けたりもして、その他工事となりますと、今度は一般工事に含まれない解体工事ですとか、そういったものの区分けがございまして、その基準に従って積算をするような、実際になっております。

香川委員            ですから、今おっしゃるように、その部分については大体、積算表っていうのがどこでも公開されているのではないですか。

本池補佐            はい。

香川委員            それで、こんなに差が出るというのは何なんだろうというのが、ちょっと気になりました。それは、その企業が持つておる機械の能力といいますか、それによるのかと思ったり。そうすると、本体部分がきれいにちゃんと安くできるのであれば、そこだけで判定するっていうことはできないのかと。例えば、変な話ですけど区分するとか。今みたいに解体部分です、みたいな話になると、それはもう全然別の業務として、工事としてやれば、もっと違うのかと思いました。それはやっぱり難しいのでしょうか。

本池補佐            そうですね。あくまでも、積算としましては公表になっております価格を使いまして、積算、積み上げていきます。その公表になっている価格を積み上げて、実際に受注される、入札される方、業者のほうはその単価を使われるのか、もしくは自社の基準でそういったものがあって使われるのかまでは、ちょっとこちらとしては把握しておりませんでして、そのあたりの差がどうしても出るんじゃないかと認識はしております。

香川委員            なぜ、こんな話をするのかと言いますと、今みたいにその他工事が高くてもトータルのところではもうほとんど一緒なんですよね。ということは、その下のところではもうだいたい皆さんがわかっている話だから。そうすると、本体的な工事が安くできるというのなら、その付帯のところこそっち側に持ってくる。調整をするとすると、工事内容自体が不安感が私は出ました。結論から言うとその工事はダーッと安くなる。こっち側で調整して、「はい」という話になると、工事が信頼性というのは、まあ検査はまた別な話なんです。ちょっとそこが気になったものですから。

もう一つは、今、先ほど言いましたように、最低価格を切って失格というのは、いろんなところでたくさん出ますが、その算定基準が公開されているわけですね。例えば、本体工事について何%、何%。それが公開されてる中でこういうことが起きる。私がホームページ見た限りでは、鳥取県は非公開だと書いてありました。だから、非公開ならそういうことが出るのかと思ったけども。そういうふうに、非公開でなくて公開されておると、それなりに皆さんが数字は出てくるだろうと思ったものですから、例えば入札価格で今回取られた方で5,360万と、今の高いその他工事のところ最終的には5,390万とわずかな差しかない。とな

ると、何か他のところの企業がグッと抑えられているでしょうから、その部分の調整であったり、その辺がちょっと、どっかで入札の中身のところのチェックというのは、こういうときにはないのかなと思いました。合計だけではなくて、個別のところではやっぱりこれでいいのかとかいう議論というのはないのでしょうか。

本池補佐           そうですね。その中身の金額の精査というのは、発注段階ではしておりません。

香川委員           これ以前も競争入札をするというのは、いわゆる工事の完了の安全と監督をどうするか。そういうふうな履行がきちっとできるかという議論になっているわけですから。そういう最低価格だけでクリアする話じゃなくて、今みたいな一般と、こういうようなことと、そこはそれなりに見るのかなというのが私の感覚がありましたので。トータルだけで判断はわかりました。はい。

森田会長           どうぞ。

神庭局長           今のご質問の的確なお答えになるかどうかわかりませんが、積算の内訳がそれぞれ違っている。一般工事、その他工事の金額が相当差があるということにつきましては、ある程度、積算の基準等やり方というのは、公表されたものがあって、わかっておるとは思いますけれども、いろんな会社によっては会社独自の積算方法をとられる会社もあるでしょうし、そこら辺でそれぞれの工事の区分において、積算が多少違ってくるということはあるかと思えます。それと、最終的に金額が同じところに行くっていいものは、予定価格を公表しておりますので、また、最低制限価格の計算式も公表していますので、予定価格からすると大体90%になるような最低制限価格に積算式はなっておるといってこからして、最低制限にかからん、予定価格よりは下回っておるといってこからして、最低制限にかからん、予定価格よりは下回っておるといってこからして、最終的にもっていかれる。落札するために。で、中身のその積算の金額は多少高低があったとしても最終的に落札しようとする、そこの辺に金額をもっていかざるを得んということで、自分とこの積算はこうだけでも、やっぱり予定価格からすると落札するためにはこの辺で金額を設定して入札していかんといけんじゃないかということで、同じようなところに行くんじゃないかなという気はいたします。

香川委員           私もそう思いますから、本当は言ったように、当初の今の最低価格の分もそういうふうな公表をされとる中で最低価格を下回っていくとなると、今の算定根拠の、最低基準のところの根拠さえも公開されているわけですから。そうすると、みんな同じようにそこに落ちつくだろうというのはわかるわけですね。そうすると、この工事価格の積算の中身がその工事の内容に直接響くんじゃないかっていうのが、私の感覚です。だから、今おっしゃるように予定価格を出しているわけですから、みんなその、どこまでできるかっていう、スレスレまでみんななくというのわかりますよ。だけど、今みたいにこうやってくると、一般とやってくると、そこの一般のところとその他のところで、その今の最低価格の基準の

割合っていいですか、あれも同じように公開されるじゃないですか。そうすると、どこにどう持っていったらいいっていうのが、これがなぜこう今みたいに、そこに極端な差が出てクリアするんだらうかという、ちょっと疑問に思って。今回、これを見てから初めて思ったんですけど。だから、何となしに、一番知りたいことは何か言いますと、今の工事を会社が独自の計算をするときには、今の設定されてる、個別にはやれないわけですから、そこにもってくるために、どう言ったらいいかなあ、金額合わせをするんだけど、実際にはこの工事の仕様、やり方とか。会社独特の工事方法だとか、効率化だとか、そういうところがうまく表現できるのかな。そういうことによって安くしたというような感じでいく部分であれば、それを活かせるような算定方法が生まれてこないといけないのではないかなと、いつも思っています。ただ単にマニュアルというか、今の、仕様書が出てきて、これによってやれば、だいたい出てくるし、しかも、公表金額がわかる。そうすると、実際、こっちが知りたいのは、その企業が一番その能力を高める工法だとか、監理方法だとか。そういうところが効率化されて高度になってくるための、何か計算式的なものが出るようにならないのかなって。

承知いたしました。ちょっと私の気持ちだけ、ちょっとお伝えして終わりたいと思います。ありがとうございました。

森田会長 香川委員、よろしいですか。

香川委員 はい。結構です。

森田会長 はい。ありがとうございました。

それでは、次にNo. 23の「旧米子消防署皆生出張所庁舎解体工事」について、宇田委員、岡田委員、香川委員から質問が出ております。最初に、宇田委員から説明をお願いします。

宇田委員 解体してからちょっと時間が経つように思います。どういう利用を考えておられるのか、あるいは売却されるのか。そのあたりをちょっと聞きたいです。

実は、先般、うちのほうにも問い合わせがありまして。うちが、開発公社ですけど、うちが土地を持ってるのかと思って、「いつごろ売られるのか」という問い合わせがありました。それで、開発公社は、特に角盤町界限ですとか、そういった街中のことばかりやっているものですから、つい地価は下がってるんじゃないかという先入観がありまして。それでいくと売るなら早いほうがいいと思いました。その問い合わせをされてきたのが不動産屋の社長さんで、実はその近辺で結構高く売れたという話があって、逆に皆生のほうは上がっているのではないかというお話がございました。これを書かしていただいた段階では、路線価を調べさせていただきまして、前面道路の路線価39Eということですから、1平方メートル当たり3万9千円で借地権割合50%ということで動いておりません。しかし、頭の中ではちょっと、そのときには下がるのではないかという気があったもので、そういうように、早く売った方がいいのではないかということで書かせてい

いただきました。不動産屋さんの話も聞きましたので、今は逆にもうちょっとほっとかかれても高くなるかもしれないと思っている状況です。すいません。以上です。

森田会長            これについて、説明をお願いします。

古島課長            はい。

森田会長            はい。お願いします。

古島課長            西部消防局総務課の古島でございます。着座にて失礼します。  
まず、解体後の利用等についてでございますけども、少し経緯をお話ししますと、旧米子消防署皆生出張所の土地につきましては、昭和51年5月1日に、米子市所有の土地に米子市が建設した消防庁舎を、当組合に無償で貸し付けるという「建物使用貸借契約」を締結して使用しておりましたけども、平成9年6月27日に旧米子消防署皆生出張所を増築した際に、建物を貸与から譲与とされることとなりまして、建物譲与契約を締結したことから、土地につきましては、「土地使用貸借契約」を締結して、無償で借り受けて使用しておりました。その「土地使用貸借契約」の中で、土地の返還につきましては、「土地を原状に回復して返還しなければならない。」という規定があることから、建物を解体して更地にしたのちに、平成30年3月27日に米子市と「土地使用貸借契約解除合意書」を交わしまして、米子市に返却したところでございます。  
返却しました土地の利用等につきましては、米子市さんのほうの意向によれば、現在のところ、売却予定であるというふうにお聞きをしております。  
解体後の利用についての説明は、以上でございます。

森田会長            引き続き、お願いします。

古島課長            それでは引き続き、売却発注が年度当初ではなく、12月となっているということについてでございますけども、これにつきましては、当初、年内の解体完了を目途に事務を進める予定でございましたけれども、平成29年5月1日付けで、鳥取労働局労働基準部長から、建築物の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置について通知がありまして、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル、これが改正をされ、解体作業開始以前に建築用仕上塗料のサンプリングによる石綿含有調査を実施しなければならないということになりました。この調査を実施して結果が出るまでに、時間を要してしまい、結果的に、解体の発注が12月までずれ込んでしまいました。  
このことにつきましては、米子市に平成29年度内に解体工事を完了し更地にして返却するということので了承を得た上で実施をいたしておりました。  
工事発注が遅れたことについての説明は、以上でございます。

森田会長            いいですか。

宇田委員 了解いたしました。

森田会長 はい、ありがとうございます。続いて、岡田委員から。

岡田委員 はい。同じ番号です。23番。消防署の解体工事ということですが。この工事、7者参加されて、4者が最低制限失格ということのようですが、解体工事であればそんなに資格といいますか、綿密な工法とか、専門的なところというのはあまりないのかと思います。ただ壊せばいいということだったと思っておりまして。あるものを壊すだけというと、業者さんにとってはうまみのある仕事じゃないのかと思って、ぜひぜひ取りたいということで、最低制限ギリギリのところか、どのくらい開きがあったのかなというので、「入札調書を付けてくださいね」というように事務局にお願いをしました。そして、資料がその後送られてきてまして、入札調書の写しが載っております。安いところでは、1,940万。高いところで、2,100万。そんなに大きな差はないと思っています。

組合さんで、7者のうち4者が最低制限を下回ったという結果をどのように考えておられるのか、感想でもいいので、お聞きしたいと思って質問させていただきました。

三上次長 はい。

森田会長 はい。

三上次長 はい。事務局総務課の三上でございます。これも入札に関わることで、事務局総務課でお答えさせていただけたらと思います。若干、ご質問の部分と重なる部分があるかもしれませんが、まず、入札額の分布状況をちょっと改めてご説明させていただきますと、先ほどもお話がありましたように、率で申し上げますと、落札金額は予定価格の94.3%でございました。で、その他の、含みます応札状況としましては、90.0%~97.1%の間ということで応札をいただいております。最低制限価格との差でございますけれども、本案件の最低制限価格は、予定価格の94.2%でございまして、失格しました4者はそれぞれ92.0%、90.6%、90.3%。それから90.0%。最低と最高は90.0~92.0という中で応札をされまして、最低制限価格を4.2%~2.2%の率で下回れたと整理をしております。解体工事でございますけれども、解体工事は通常の建築一般工事と比べまして、経費率が異なりまして、工事の性格上、直接工事費の全体に占める割合が高くて、直工事費を除く経費の割合が低くなる傾向にあるということから、先ほどお話ししました最低制限価格が94.2%と。まあ、若干高くなってるということでございます。

一方で、通常の建築一式工事の場合は、最低制限価格は概ね90%ということになるように計算式が設定されておりますので、今回は入札参加業者によります独自設計等もございまして、90~92%の応札というような形になって、結果として失格となったのではないかと推察をしているところでございます。

あと、失格状況につきましては、今日、事前送付資料で右肩に【参考】というものをつけた資料がございますけれども、こちらの、はぐっていただきまして3ページ目でございます。この2枚とじの、右肩に【参考】というふうに。縦版のものでございます。別で2枚とじのものでございます。

こちらの3ページ目のほうに、4番として、「失格者が発生した案件について」ということで、アンケート調査等も行ってございまして、今回この案件が、下から4行目「旧米子消防署皆生出張所解体工事」というところになりますけれども、ここで、ちょうど中ほどに最低制限価格の算出方法なり、一番右側でございますけれども、最低制限価格を下回った理由というところを、アンケートで聞かせていただいております。まず、失格しました入札金額につきましては、4者とも入札金額は、自分のところが失格しましたが、入札金額は工事に十分対応が可能な金額であったということで、金額を設定されたということでございます。その最低制限価格の算出方法につきましては、失格をされました4者のうち3者が、会社独自の手法などにより設計した金額に基づき、最低制限価格の計算式から計算をされたということで、アンケートにお答えいただいておりますし、残りの1者につきましては、その他の方法で最低制限価格を算出したというような状況になっております。また、最低制限価格を下回り失格となった理由につきましては、失格4者のうち2者が、設定された最低制限価格が、自分のところが予想した最低制限価格より高かったということでございますし、1者が落札を希望して可能な限り金額を下げた入札額だったということでございます。残りの1者につきましては、最低制限価格の、自分のところで算出されたものに誤りがあったということだということで、アンケート結果ではそういう形で集約をさせていただいているところでございます。以上でございます。

岡田委員            はい、ありがとうございます。ちょっと聞きますが、失格者に対するアンケート調査というのは、県とか市町村さんなんかも、今やられていますか。

三上次長            すみません。ちょっと、そこまでは。県・米子市の状況等は把握をちょっとできておりません。申し訳ございません。

岡田委員            はい、私からは以上です。

森田会長            じゃあ、岡田委員さんの質問は以上でございます。続いて、香川委員さん、お願いします。

香川委員            ほとんどダブってしましますが、そこでお聞きしたいのが、いわゆる一般工事だったら91%の最低制限、基準割合になったと。でも、これについては94.5になったという。この開差っていうのは、何が原因とおっしゃったのか、ちょっとよくわかりませんでした。

伏野係長            はい。最低制限価格の計算式につきましては、資料2の14ページの中ほどに、

「最低制限価格（税込）」という欄がありまして、そちらに計算式を載せております。

香川委員            ちょっと、待って。

伏野係長            14ページの表の中ほどのほうに、「最低制限価格（税込）」というものがあ  
りまして、そちらで計算式を載せております。こちらにありますとおり、直接工事  
費・共通仮設費・現場管理費、それから一般管理費と、各経費比率がありまして、  
現場管理費と一般管理費につきましては、10分の5という係数を掛けておりま  
す。一般の通常の建築工事と比べまして、解体工事につきましては、こちらの各  
経費におきます直接工事費の割合が高く、共通仮設費とか一般管理費までの経費  
計算が、率が低くなっております。その関係がありまして、この10分の5を掛  
けたときに、その減額となる幅が少ないといえますか、その関係で、トータルの  
最低制限価格を算出したときのトータルの金額が上がる関係で、今回は94.2  
という割合が出ております。通常の工事ですと、現場管理費や一般管理費にかか  
る経費が多くなっておりますので、この係数の計算によってその最低制限価格を  
算出するときの割合が、その差額といえますか、大きくなる関係で大体90%ぐ  
らいになるような形で計算しておりますので、その関係で今回、解体工事はち  
よっと高くなってきているということだと考えております。

香川委員            計算式は一緒だということですよ。

伏野係長            そうですね、はい。

香川委員            一般工事だろうと何だろうと。ただ、その比率が、直接工事を中心だったら必  
然的に高くなったと。そのことは業者さんも知っていますね。

伏野係長            今、組合で発注するときに、その公共建築工事積算基準というものを、この表  
の先ほどの最低制限価格のちょっと上の2つ目のほうに設計方法というのがあ  
りますが、そちらで、公共建築工事積算基準というのを公表しております。組合  
で計算、設計もしています。業者さんも基本的には知っていると思っております。  
今回、失格となられたところが、アンケートにもありますとおり独自設計でされ  
ているところが多いですので、ちょっと、一般の建築のほうの感覚で積算された  
のかなと推測させてもらっています。

香川委員            先ほど、岡田委員が言われたように、この工事というのはそんなに難しいもの  
ではなく、技術的にどうのこうのという話になってくると、今みたいな独自で、  
今の効率的になんだかんだで安くなるという話を私は受け取ったわけです。そう  
すると、そういうような努力をしたところが報いられないって価格というの  
は、ちょっとなと思ったもので、そんなに難しいとか、後のこういう問題がない  
ようなものについての直接工事費があんなに差が出てきてということは、それなり

に低いという。結果的には最低制限価格が高すぎるのではないかと思えてきました。ちょっとそこで、先ほど言いましたように、そういうような効率だとかいろんな事で押さえられてきたのなら、そういう面でクリアされているのであれば、それが活きるようにしとかなないといけないのではないかというのが、頭の体操です。はい、いいです。結構です。

森田会長           はい。よろしいですか。

香川委員           結構です。はい。

森田会長           ありがとうございました。

それでは、No. 23が終わりましたので、以上で工事に関わる入札部分が終了いたしました。

続きまして、随意契約部分の審議に入りたいと思いますけれど。

伏野係長           本日は傍聴者の方おられませんでしたので、このまましていただければ。

森田会長           はい。わかりました。

では、案件番号27の「リサイクルプラザ圧縮梱包設備基幹改良工事」について、宇田委員、岡田委員、小林委員からございましたけれど、宇田委員からお願いします。

宇田委員           すみません、いつも。契約と直接関係ないことばかり聞いてるような気がいたしますが、基幹改良工事ということがありましたので、これは単純に直すということではなくて、やはり、性能なり能力のアップというのがあるのだろう、いろいろな利用率の向上を踏まえてということかなと思います。その辺の確認が一つ。それから、工事成績が低めと書いておりますが、新明和工業自体が67点、71点、73点、69点と、全体的に低いのかなと思います。それで、県外業者には特に厳しい点数を付けておられるという考え方なのか、技師さんによっては、この工事の成績如何によって実際持ちが違ふと。実質的な耐用年数に影響するというようなお話も聞いたこともございますし、そのあたり、施工に問題がないかどうかも含めてお聞きしたいと。市内業者等であれば、総合評価入札というような形で、工事成績を次回の入札に反映させるということもできると思いますが、こういった県外業者を中心にした入札というのはそういう手段というのなかなかないわけですので、そのあたりが、せっかく工事の成績をつけられるのに、いい方法はないのかなと思ったりしたものですから、ちょっと感想的に話してみたいといえますか。済みません、よろしくお願いします。

森田会長           これについての説明をお願いします。

隠樹次長           はい。環境資源課から、説明申し上げたいと思います。小林から説明させます。

小林補佐

不燃ごみ処理係の小林です。座って説明させていただきます。

まず、基幹改良工事により、機器の性能等がどのようになったかというような質問かと思いますが、基幹改良工事の目的としましては、ご指摘のとおり、開業から現在では21年経っておりますが、開業から15年が経過した平成24年度に、将来的にリサイクルプラザを継続して安定的な処理が行えるように、設備の老朽化ですとか、経年劣化、あと、性能の低下によります故障頻度の増加ですとか、などの信頼性が低下してきているという観点と、あと、経年によりまして保守部品なんかの入手が困難になるというような課題に対処するために、リサイクルプラザの長寿命化（延命化）計画というのを策定しまして、基幹改良自体は25年、26年、27年と、本工事の29年の4年度でリサイクルプラザの主要機器の更新を行いました。

従いまして、主眼としましては、処理能力の向上という観点ではなく、経年化による故障等によって、ごみの処理が長期間できなくなるような事態が発生しないように、信頼性の向上を目指して行っているというような工事であります。

しかしながら、主要な設備を更新するに当たりましては、建設当初から比較してごみの搬入量自体も減ってきているなどの状況から、機械の処理能力の適正化なども図って機器を選んでいるところでございます。

将来、利用率の上昇と書かれておりますが、将来の見込みについてですが、本施設自体、平成43年までの稼働を想定して基幹改良を行っておりますが、搬入量については、現状の量に対して横這いか、若干減少するというような予測のもとに行っております。1番目は以上でございます。

森田会長

1点目はよろしいですか。

宇田委員

はい、了解いたしました。

森田会長

はい、ありがとうございます。では、2点目をお願いします。

小林補佐

2点目ですが、工事成績が低めということなんで、本工事の成績が73点だったわけですが、特に減点もなく、施工については問題なく行われております。そこで工事成績書ですとか、監督職員に「ちょっと低いのではないか？」というような確認をしましたところ、一部書類に不備があったというようなことを申しておりました。写しの損失ですとか紛失するというのがちょっとあったので、その部分が点が伸びなかったということと、それ以外ですと、市内産材料の使用に関することですとか、休日の確保のことなどの点で、どうしても機械の製造などは県外で行っておることですとか、工事自体を短期間、短期集中的に現場施工を行うような計画であったものですから、その辺の点数が伸びなかったというようなことを申しておりました。あと、見積り回数が4回であった点については、特命随契ですので、できるだけ高額で落札したいというような意図から、競争相手がおられませんので少額ずつ、ちょっとずつ、予定価格を探るような見積りの提出の仕方をしたために多くなったのかなというふうに考えております。

森田会長           ただいまの説明、よろしいでしょうか。

宇田委員           はい。工事成績が低いのは、そういった書類とか、そういった部分であって、当然、合格してるわけですから、ものには問題ないということで理解いたしました。

隠樹次長           すみません。工事成績のことなんですけども、ご存知のように工事成績表というものがありますが、この成績表自体は、長期間継続的に行う工事に対して非常にいい対応をする成績表だとは思いますが、先ほど申しあげましたように、機械設備・電気設備になりますと、工場でつくったものを1日2日で搬入してきて、それを据え付けるというような工事のやり方、設定になってくることが多いので、今の工事成績表により成績を評価しますと、どうしても土木工事とは違って、成績が比較的lowに出ざるを得ないような中身になっているということも言えますので、私も検査しますが、大体7割いけば、機械・電気であれば優秀な成績だろうという具合に判断してます。以上です。

森田会長           ありがとうございました。じゃあ、宇田委員は終わりました、次、岡田委員からお願いします。

岡田委員           はい。私の質問ですけども、予定価格が1億4,700万で、随契ということで、新明和工業さんということですけども。興味本位でちょっと質問させていただきました。当初の資料で、最初の見積りが1億3,800万。で、落札に至るときの金額が1億3,600万と。200万の差があって、4回目で契約しますよと。50万円ずつ下げたのかなというので、「入札調書を付けてくださいね」って言って、見せてもらったら、取れたのがやっぱり50万ずつだったと。先ほどの説明の中で最低金額、最低制限価格を探るために50万ずつ落として、業者さんは少しでも高いほうがいいし、組合さんのほうは最低制限価格ギリギリのほうがいいというところでの予算のそういった探り合いといいますか、そういったことで4回目で見積りが合致したんだというように納得はしたところです。それで、一番最初の質問の案件1番で、これは、参加希望型で1者の参加。この案件27番は最初から随契ということだったので、それは先ほど来からの質問の回答というか、説明があったように、こちらの27番は1者、この新明和工業さんじゃないとだめだろうという特別な工法なり特許なりがあって、それが契約主体を取られたのかっていうのをちょっと確認のために聞いてみたいと思います。

森田会長           はい、お願いします。

隠樹次長           それについても、小林から説明をさせます。

小林補佐           説明をさせていただきます。本工事ですけども、リサイクルプラザの処理の流れの中で、選別後の資源化物の圧縮をする梱包機械ですとか、現有設備の改造、

あとは運転のプログラムの修正。それから、前後の機械の調整などが必要となってくる工事内容であります。この場合、既設の設備等々、今回更新する機械は関係性が非常にありまして、当初リサイクルプラザを建設施工した業者以外にそれをやらせた場合に、もし、何かあった場合の責任の所在がどちらになるかわからないですとか、既設の設備の使用に著しい支障が出る可能性があるというようなことで、そういう恐れがある機械等の増設、改修等の工事ということで、リサイクルプラザを当初設計施工したプラントメーカーであります新明和工業と随意契約というようなことをしております。以上です。

岡田委員            わかりました。ありがとうございます。

森田会長            以上で、「リサイクルプラザの圧縮梱包設備基幹改良工事」についての質疑は終わりにいたします。

                          それでは、次がNo. 38「リサイクルプラザ生活用水設備改修工事」について、岡田委員からご質問が挙がっております。説明をお願いいたします。

岡田委員            はい。この分を見たときにですね、予定価格が100万未満ということで、1号随契ですけど。参加の業者さんが8者ということですけども、私個人的には、少額随契であれば2者ないし3者ぐらいが普通なのかと思っておりますが、なぜ、この工事は8者からの見積りを取られたのかなという単純な疑問から質問させてもらいました。

隠樹次長            はい。

森田会長            はい。

隠樹次長            指名のことですので、環境資源課の私から説明させていただきます。岡田委員さんがおっしゃるとおりです。1号随契に該当しますので、通常2者あれば事足りることですけども、工事の内容がリサイクルプラザの給水管の工事として、簡単に言いますと、給水工事は伯耆町ですので伯耆町に指名登録がないとだめ。まず、それが一つクリアしないといけません。うちは組合ですので、当然、組合にも指名として登録されている業者であるとか。この2つをクリアした業者について、全38者程度ありましたけども、この案件について受注意欲があるかどうかを確認させていただきまして、8者から返事が返ってきたので、私としましては、それ以上ふるいにかけるすべを持っておりませんでしたので、その8者については受注意欲もあるということで、8者そのまま指名に入れたということです。

                          蛇足ですけども、随契の見積りの徴取の仕方っていうのはご存知だと思いますけども、国の予算決算及び会計令の中に随契の見積りの取り方ということで、できる限り二人以上の者から取ることが望ましいという記述がありますので、それに基づいて今の随契の見積りの取り方というものがありますけども、あくまで、できるだけ二人以上ということですので、上限は3者でないといけない、4者で

ないといけないということはございませんので、そういう意味で、今回については8者。そのまま指名に入れたということでございます。

岡田委員           もし、意欲があるというのが30何者あれば、30何者から。

隠樹次長           いきました。

岡田委員           いきましたか。

隠樹次長           はい。一応、随契については、ご存知のように良い点もあれば悪い点もあるわけです。指名についても、はっきり指名に入れるだけの相当な理由っていうのも必要になってきますので、うちの若い職員に対して、指名をするということだということをお教えるためにも、今回ちょっとこういうやり方を取らせていただいたということでございますので、職員育成も含めた中で8者を指名したということでございます。以上です。

森田会長           ありがとうございます。

岡田委員           職員さんの人材育成ということでしょうけど、100万足らずで事務手続きと申しますか、事務局さんのほうの労力が大変だなあと申しますが、頑張ってください。

隠樹次長           はい。これも蛇足ですけども、今後、全てこれをやるということではございません。今回に限りこういう手法を取らせていただいていたということでございますので。また、機会があればやろうとは思いますが、通常は随契の範囲内でやらせていただこうと考えております。以上です。

岡田委員           はい、ありがとうございます。

森田会長           以上で、案件番号38まで終わりましたので、これで工事案件についての審議は終了しました。

最後に、個別の工事案件ではありませんが、岡田委員と私から、工事全般についての質問が提出されておりますので、まず、岡田委員から説明をお願いしたいと思います。

岡田委員           多分、どこの地方自治体もそうだったと思いますけど。市内業者・市外業者、県だったら県内業者・県外業者ということで、まずは地元でできる業者さんがおれば、地元の経済活性化ということで、よほど特別な工事とか特許がない限りは市内発注していますけども。組合さんの場合は、何かそういった組合さんの対象エリア内・エリア外っていうのでの線引きとかがありますか。という質問です。

森田会長           はい、どうぞ。

三上次長           はい。事務局総務課の三上でございます。私からお答えをさせていただきたい  
と思います。

業者の選定につきましては、これも今日お配りをさせていただきました当日配布資料の中  
にごございますけども、参加希望型指名競争入札の実施要領というものがございま  
す。そちらの第4条に、「参加資格」を定めておりまして、入札参加条件といたしまし  
ては、1つが、構成市町村のいずれかの市町村に入札参加資格を有することというこ  
とにしております。2つ目といたしまして、入札参加資格者指名停止措置を受けてい  
ないこと。基本的にはこの2点を入札参加条件ということで参加者を募集してありま  
すので、圏域内外を問わず、参加者を全て指名するということになってまいります。た  
だし、土木工事、それから建築一式工事、それから電気工事、管工事につきましては  
、西部圏域管内におきましても多数の事業者がございまして、競争性が確保できると  
いうように考えております。特殊な工事工法等により圏域内業者で困難な工事を除き  
まして、圏域内に主たる営業所があることを条件としまして、先ほど申し上げました  
4つの工事については、圏域内の事業所を指名をしているというところでございま  
す。以上でございます。

森田会長           以上の説明でよろしいですか。

岡田委員           はい、結構でございます。わかりました。

森田会長           最後に、私からの全般的な質問なんですが、今日いろいろな話の中で、特に香  
川委員さんの質問等の中で大体話は見えてきました。今日の制度改正等でありまし  
たが、最低制限価格というのも要領の部分の改正がっております。これが国から改  
正があったということですけど、これは国が改正すれば、こちらも改正しなければ  
ならないものではないのでしょうか。

伏野係長           はい。

森田会長           はい、どうぞ。

伏野係長           そうですね。どこかで基準は出てくるとは思います。各地域でそんなに差があ  
ってもいけないものだと思っておりますので。やはりある程度、国の計算方法など  
が基準となりまして、組合としましてもそれに合わせて設定していきたいと考  
えておりますので、組合としても、まずは合わせて改正していきたいと考えてお  
ります。

森田会長           国の基準改正というのなら、日本全国的なものなので実績とかで定められてい  
るとは思いますので納得はしますけれど、香川委員のご質問でありましたように、

ある程度の技術革新とかの施工管理の工夫等によって、ある程度のその数値が下がったという、業者さん側の努力が報われない部分もなんだか多数、今回は散見されたような気がしましたので、そういう感じでちょっと質問したわけでございます。これについての回答は必要ないですけど、そういうことも加味して、いろいろなアンケートを取っておられますので、その辺を加味して今後の最低制限価格の設定について、またご努力いただければと思って、私の意見として言ったわけでございます。以上で、私の質問は終わります。

他に何かご質問ありませんでしょうか。

香川委員           ありません。

森田会長           はい、わかりました。  
ないようですので、これで全案件が審議終了となります。  
何か意見とか持ってるようなものは。

香川委員           いや、特段ないです。私は考え方だけなものですから。

森田会長           続きまして、(2)「その他」に入りますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

三上次長           特にありません。

森田会長           委員さんのほうもありませんか。  
はい、ありがとうございました。

## **(日程7) 閉会**

森田会長           ないようでございますので、これをもちまして、平成30年度の第1回建設工事等入札・契約審議会を終わらせていただきます。  
どうもありがとうございました。

一    同            ありがとうございました。

**閉会       11:27**